



7月8日 19時00分公表

令和3年7月8日  
内閣府（防災担当）

## 令和3年7月1日からの大雨による災害 にかかる災害救助法の適用について【第2報】

### 1. 災害の概要

令和3年7月の梅雨前線に伴う大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、静岡県、鳥取県及び島根県は4市に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【静岡県】 熱海市 (あたまし)	7月3日	梅雨前線に伴う大雨により、土石流が発生し、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
【鳥取県】 鳥取市 (とっとりし)  【島根県】 松江市 (まつえし) 出雲市 (いずもし)	7月7日	梅雨前線に伴う大雨による災害により、 <u>多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</u>	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

### 2. これまでにとられた措置

- ・被災者の救出
- ・避難所の設置 等

本件問合せ先  
内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者生活再建担当）付  
阿部、森戸、柚上、戸倉、山地  
TEL 03-5253-2111（内線51276）  
03-3503-9394（直通）